

体罰の認識 ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから

和田上 貴 昭

Corporal punishment of children by parents: Interview with the child welfare profession in Germany

Takaaki Wadagami

Abstract: This research aims to reveal how professionals who are providing supports to children abuse in Germany interpret physical punishment. Investigation has been implemented to four experienced professional members who help to solve children abuse, data was then qualitatively analyzed in SCAT. The following four points are shown in the result- (1) the number of supporters of physical punishment has decreased since the stipulation of the laws of prohibitions in 2000, (2) light physical punishment are still being accepted, (3) any conceptual changes about physical punishment are expected to take time as it's related to how the parents were raised, (4) the right for children to have sustainable growth and stable family life should be prioritized as a support to children rights.

Key Words: corporal punishment, disciplinary behavior, social recognition, Human Rights of the Children

要旨: 本研究は、ドイツで児童虐待事例の支援に関する専門職が親の懲戒行動および虐待行動についてどのように認識しているのかを明らかにすることを目的に児童虐待事例の支援に携わった経験のある専門職4名に聞き取り調査を行い、得られたデータについて質的分析法 SCAT を用いて分析を行った。その結果、2000年の体罰禁止の法定化以降、体罰を容認する人は減少したとのことだが、彼らの共通の認識として、現在でも子育て中の親には軽度の体罰が容認されていること、体罰の背景には親の被養育体験が背景にあり、認識の修正には長い時間かかると予想されることがあった。また、子どもの権利擁護のために家族保全是重要であるという認識の下、支援を行っているとのことが明らかになった。

キーワード: 体罰、懲戒行動、社会的認識、子どもの権利

I. 研究の背景

民法では、「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」(第 822 条)とあり、しつけを目的とした懲戒行動が認められている。このことから、暴力が軽微なものであれば、法的には問題が生じることはない。ただし懲戒行動と虐待との境界は曖昧である。2019 年の児童虐待の防止等に関する法律の改正において体罰禁止が明記されることになったが、懲戒権については今後検討することとされ、規定が削除または修正されることはなかった。児童虐待防止の観点からすれば、懲戒権規定を廃止することは必要と考えるが、しつけに暴力は必要との考え方が日本ではまだ根強いことをこのことは示している。

教育現場では 2012 年の部活動場面での体罰による生徒の自殺を受け、2013 年に文部科学省は学校の指導や運動部活動における体罰禁止について通知が出された¹⁾が、その後も体罰は発生している。1947 年の学校教育法公布当初より第 11 条に校長と教員が「懲戒を加えることができる」が、「体罰を加えることはできない」と規定されており²⁾、そのグレーゾーンの設定が体罰による事件を発生させているとも考えられる。鈴木³⁾は、本来異なるはずの「体罰」が「指導」の範疇として捉えられてきたことに問題があると指摘している。法的な規定が存在しても、その認識と行動の変容については困難が伴うことが予想される。

諸外国に目を向けると、2019 年 10 月末時点で 58 개국⁴⁾において体罰禁止法が施行され、暴力を用いた養育を禁止している。スウェーデンでは世界に先駆けて 1979 年に親子法の改正を行い、子どもへの体罰と屈辱的な取扱いの禁止を法律に盛り込んだ。法改正当初は体罰を容認する意見が多かったものの、徐々に体罰を容認する意見は少なくなってきた⁵⁾。

ドイツでは 2000 年に親の体罰を禁止する法律が成立している。親の懲戒権については、1957 年の西ドイツ男女同権法により、父の懲戒権を定めた規定をドイツ民法典から削除しているため、それ以降法律の条文に懲戒の文言は記載されていない。ただし親の懲戒権は慣習法に残った⁶⁾。1979 年の親権条項改正の際には、「親権」Elterliche Gewalt の用語を「親の配慮」Elterliche Sorge に変更した⁷⁾。Gewalt には権力や暴力という意味合いが含まれているためであり、「子どもの自律性の発達要求に配慮」⁸⁾することを変更の目的としている。その後、親の懲戒権について積極的に禁止するために 1990 年代には複数回「懲戒権禁止法案」が議会に提出されたが政治的な都合も影響し、成立することはなかった。2000 年に「教育における暴力追放に関する法律」が施行され、ドイツ民法典においても「暴力のない教育を受ける権利」を子どもに認めることとなった。その後、親を含め、学校などにおける体罰に関しても禁止する法律が成立している^{9) 10)}。

体罰を禁止する法律の整備は、養育における暴力に対する親の認識に影響を与える。Pfeiffer ほか¹¹⁾は、ドイツにおいて法律制定の前後で体罰が養育上使用可能な方法として捉えている親が減少していることを明らかにしている。また非暴力の養育を受けて育った若者の数は、その前後で概ね増加している。このようにドイツでもスウェーデン同様に法制定が影響していると考えられる。

II. 目的

本研究の目的は、ドイツで児童虐待事例の支援に関する専門職が親の懲戒行動および虐待行動についてどのように認識しているのかを明らかにすることである。2000年に体罰禁止を法定化したドイツ国民の体罰等に関する認識の変化に着目する。

III. 方法

1. 調査対象

調査対象はドイツにおいて児童虐待事例に携わった経験をもつ専門職のうち、調査に協力の承諾が得られた4名である(図表1)。3名はドイツ中部に1名は北東部に在住しており、別々の施設に所属している。それぞれ、プロテスタント系、カトリック系、宗教的背景をもたない団体が運営する施設である。調査時期はドイツ中部の3名については2018年3月、北東部の1名については2019年3月である。Cは入所児童のアセスメントを行う部署に所属している。Aは前職において行政裁判所(Verwaltungsgericht)の裁判官をしており、児童虐待事例を多く担当し、現在は児童福祉に携わる職員のトレーニング等を担当している。

図表1: 調査対象の状況

	所 属	役 職	専 門 性
A	大学(社会福祉系)	教授	法律
B	児童入所施設	管理職	ソーシャルワーク
C	児童入所施設	心理部門の責任者	臨床心理
D	児童入所施設	指導的な役割	教育(ペタゴジー)

2. 調査方法

あらかじめ作成した質問項目に基づいて、調査実施者が聴き取り調査を実施した。質問項目は藤岡孝志、加藤尚子、宇野耕司および筆者により日本語で作成した「親の懲戒行動と体罰禁止法に関する各国の現状の把握、及び親の不適切な懲戒行動を予防するための子育て支援についての聴き取り調査」の質問項目であり、ドイツ語に翻訳して用いた。質問項目内容は、その国における体罰を禁止する法律の成立の経緯と、親の懲戒行動および虐待行動の内容、懲戒行動に対する社会的な認識について専門職としてどのように認識されているかを問うものである。特に親の懲戒行動および虐待行動の内容については、「あなたは『家庭における親の子どもに対する懲戒行動』(disziplinäres Verhalten von Eltern im Haushalt gegenüber Kindern)と聞いてどんな方法を思い浮かべますか?できるだけたくさん教えてください。」や「虐待する親が懲戒のために行った方法(disziplinarischem Verhalten von misshandelnden Eltern)についてどんなことでもお聞かせください。」という形で、ドイツ社会の中でどのようなものが懲戒行動や虐待行為として認識されているのかを確認した。また、「虐待する親をどのように援助しますか?特に懲戒行動に着目した場合について教えてください。」として、支援方法についてどのような取り組みが行われているのかを確認した。

調査協力者には事前に質問内容をメール添付で送付し、当日は通訳を介して聞き取りを行っ

た。面接場所はそれぞれの職場の相談室等で、面接調査時間は一人あたり 90 分程度である。お話しいただいた内容は IC レコーダに録音し、後日専門業者によりドイツ語、日本語混在の状態の逐語録の作成を行った。

3. 分析方法

本調査協力者は 4 名と小さな規模の調査であるため、分析方法として大谷^{12) 13) 14)} の SCAT (Steps for Coding and Theorization) 分析法 (以下、「SCAT」とする) を採用した。SCAT は、比較的小さな規模の質的データの分析を行うために開発されたものである。SCAT では、明示された作業手続き (4 段階のコーディング) に従って作業することで、分析に必要な諸段階を経て分析の恣意性を極力排除し、理論化に至ることができる。SCAT ではマトリクスの中にセグメント化したデータを記述し、そのそれぞれに「<1> データの中の注目すべき語句」、「<2> テキスト中の語句の言い換え」、「<3> 左を説明するようなテキスト外の概念」、「<4> テーマ・構成概念 (前後や全体の文脈を考慮して)」の順にコードを考えて付していく 4 ステップのコーディングと、<4> のテーマ・構成概念を紡いで「ストーリーライン」を記述し、そこから「理論記述」を作成する分析手法である¹⁵⁾。この手法は、「一つだけのケースのデータやアンケートの自由記述欄などの、比較的小規模の質的データの分析にも有効である」¹⁶⁾ とされている。

作成した逐語録については、そのままの言語で SCAT のシートに記し、「<1> データの中の注目すべき語句」については、調査協力者が話した内容からそのままドイツ語の該当部分を抜き出し、日本語訳をつけた。<2> 以降についてはその日本語訳をもとに記述した。その際、調査協力者が話した内容にその都度立ち戻り、翻訳による意味のズレが生じないように配慮した。なお、外国語の聞き取りデータの日本語による分析については、大谷¹⁷⁾ の指摘を参考にした。分析したデータが膨大になることから、すべてを掲載することはできないが、上記の手順について、調査対象の A さんの分析フォームの一部および A さんのストーリーラインを記す (図表 2 および 3)。

4. 倫理的配慮

聞き取り調査においては、調査協力者に対して研究の概要 (目的・意義・調査内容) を事前に口頭で説明し、了承を得た上で実施した。また、得られた個人情報を本研究以外で用いないこと、データの入力および集計、分析において個人情報の管理には細心の注意を払うこと、調査終了後にデータを破棄することについて文書で説明するとともに、分析において個人が特定されないことを説明し、同意書の作成を行った。調査方法および内容については、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の審査を受け、承認されている (承認番号 17-0901)。なお本研究は、文部科学省科学研究費助成事業、基盤研究 (B) 『親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究』 (研究代表者: 藤岡孝志) の助成金を受けて実施された調査の成果の一部である。

図表2：SCATの分析フォームの一部（Aひん）

発話者番号	テキスト	<1>テキスト中の注目すべき語句	<2>テキスト中の語句の言い換え	<3>左を説明するようなテキスト外の概念	<4>テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	<5>疑問・課題
134 W	Gab es viele Leute, dass die denken, (dass das) keine Gewalt?					
135 A	Es hat ziemlich, es gibt so, ich würde sagen, wenn man in der Bevölkerung sich unterhält, heißt es früher dazu gibt es auch eine Untersuchung sehr häufig, so was wie ein Schlag hat noch keinem Kind geschadet. Also das ist in Ordnung. Und das war 2000 fanden das die meisten in Ordnung ein Kind leicht zu schlagen nicht schwer aber leicht. Es gehört dazu.	ein Schlag hat noch keinem Kind geschadet 叩いても怪我をさせていない / 2000 2000年 / die meisten in Ordnung ein Kind leicht zu schlagen nicht schwer aber leicht 強くではなく、軽くであれば叩くことは大丈夫	跡が残らない / 法律の制定 / 程度の問題	体罰に対する社会的認識 / 法規定による認識の変化 / 体罰の範囲	許される暴力があること	ほとんどの人が体罰を容認する中、法制定ができたのはなぜか。
137 W	Ist es 2000?					
139 A	2000. Als es eingeführt wurde, fanden das viele Eltern völlig normal, ein Kind zu schlagen. Sie wurden geschlagen. Das hat nicht da schadet nicht, weil das keine drollen Schläge sind. Und es gibt neue Untersuchung, dass in zwischen ein großer Teil der Eltern sagt, auch kein überhaupt gar keine Schläge, auch keine leichten Schläge. Ein leichter Schlag ist zum Beispiel, das heißt in deutsch Ohrfeige, das ist, wenn man so schlägt. Und man sagt "eine Ohrfeige ist nicht schlimm", in zwischen sagt man "doch auch eine Ohrfeige ist schlimm". Also ein großer Teil der Bevölkerung hat in zwischen einen Wandel durchgemacht. Aber das ist nicht politisch umstritten. Viele finden, die Staat darf sich das nicht einmischen in der Erziehung. Als das,	völlig normal, ein Kind zu schlagen 子どもを叩くこととは完全に正常 / keine drollen Schläge 標をつけていない / neue Untersuchung 新しい調査 / keine Schläge, auch keine leichten Schläge 叩く事は全くない、軽いものもない / ein großer Teil der Bevölkerung hat in zwischen einen Wandel durchgemacht 市民の大部分は過渡期 / die Staat darf sich das nicht einmischen in der Erziehung 国家がこれにより養育に介入してはならない	しつと称する暴力 / 跡が残らない / 新たな根拠 / 程度の問題 / 受け入れられない考え / 家庭に行政介入すること	体罰の範囲 / 暴力の認識 / しつけ / さまざまな養育観 / 国家権力	過渡的な状況 / 国による介入の是非	子育てに国家が介入すべきでないという考え方と子どもの権利擁護のために養育方法を法律で規定することに矛盾はないのか。
143 W	Darf nicht?					
145 A	Ja genau, Als das 2000 diskutiert wurde, fanden viele, wer darf sich das einmischen, keine schlimmen Schläge, keine, dass ein Kind schlimm verletzt wurde oder stirbt. Aber ein bisschen schlagen ist OK. Jetzt heißt es gar nicht Schlagen!	ein Kind schlimm verletzt wurde oder stirbt 国家がこれにより養育に介入してはならない / ein bisschen schlagen 少しの暴力	暴力の程度	体罰の範囲 / 暴力の影響	許される暴力があること	
147 W	Okay.					
148 A	Und ich sage oft auch bei der Fortbildung, "Gar nicht! Nichts. Kein Klapps. Nichts! Gar Nichts!" Das ist auch Gewalt.	Das ist auch Gewalt これも暴力です	強制	支援者の専門性向上 / 暴力に対する認識	適切な養育の認識 / 支援者の適切な認識	子どもの自由になせないことも暴力とすることには異論もあるのでは。
W	Sehr strikt.					
150 A	Und ich mache mit zum Beispiel Erzieherin oder Lehrerin und Lehrer (an der) Fortbildung. Wir diskutieren darüber, das ist Gewalt. Ist Gewalt, ein Kind, ein kleines Kind an einer Kita in einem Stuhl so, und ein Lätzchen so zum Essen und dann da drauf. Es ist ein Kind so, das sitzen muss, und dann so würde es so gefüttert, ist das Gewalt.	Fortbildung 現任者研修 / ein kleines Kind 小さな子ども / sitzen muss 座っていなければならない / das Gewalt 暴力	現場の感覚 / 対象は子ども / 押さえつけること / 暴力の認識	支援者の専門性向上 / 子どもに係る専門職の役割の重要性 / 社会的正義 / 倫理性	支援者自身の認識の甘さ / 支援者養成の重要性	研究者、現場の支援者、一般市民で認識の差があるということ？

図表3：ストーリーライン（Aさん）

Aによると、以前ドイツでは法規定上容認される体罰があったが、国際的な養育観の変化や、児童虐待事件が与える子育てに対する認識への影響、報道による虐待認識の修正、政府の対応への批判から体罰に対する認識を法的に規定することになった。その後、法遵守の重要性や法に基づいた対応が行われ、法律制定による影響がみられる。

しかしながら現在、国民の子どもの養育に関する認識における適切な養育の認識について、親自身の被養育体験の影響から許される暴力があることと認識されている。この状況には、歴史的背景による東西の地域差が存在し、時代背景による影響から地域による認識の違いが存在し、東の地域に対する偏見につながるため、社会階層による認識の違いへの配慮が必要である。歴史的経過の中で起きている認識の変化の中にあり、過渡的な状況である。児童虐待に対して、児童保護における司法介入の重要性や虐待事例における行政関与の重要性が指摘される一方で、国による支配に対する抵抗から国による介入の是非が問われている。また、支援において差別意識からくる民族の違いによる支援内容の差が問題視されている。

支援において児童の権利に関する条約における子どもの最善の利益に関する認識から親子分離の是非が問われ、親子分離の回避を目指した家族保全の重要性や家族保全の尊重が指摘され、家族保全のための取り組みが行われる。最終手段としての親子分離が行われる際、衣食住以外の保障といった子どもの権利擁護を中心とした支援の中で家族への理解を深め、加害者である親との適切な関係形成支援により、子どもの権利擁護としての親子再統合が行われるべきとしている。その際、代替的養育システムの多様な選択肢の必要性が指摘されている。特に里親に関して、里親養育支援体制の構築の必要性や里親養成プログラムの重要性を訴えている。これは、里親養育の限界や里親養育における実親の存在が与える困難性を訴えたものである。

ただし、親権と子どもの最善の利益の対立や、虐待加害に対する罪悪感の欠如、親としての責任を果たすことの期待に応えられない親などの責任能力の有無の状況、被害児童の葛藤といった家族問題解決の不確実性の存在が、支援者の葛藤を生じさせる。そのため支援者の適切な認識が醸成されていない支援者自身の認識の甘さに対して支援者の認識の変更の必要性、支援者養成の重要性を指摘している。

* 下線は SCAT の分析フォームにおける <4> テーマ・構成概念の記述

IV. 結果

1. 体罰を禁止する法律成立時の状況

体罰を禁止する法律成立時の状況について、4名の聞き取りデータの理論記述は図表4の通り示された。Dを除いた3名の共通した認識は以下の通りである。2000年に体罰の禁止が法定化される以前は体罰に対して容認する雰囲気があった。その状況に対して子どもの権利擁護の立場からの意見や児童虐待事件の報道などから法の制定に至った。この法律は「啓発的」(C)意味合いも強く、そのために「子どもの権利擁護の認識の浸透」(B)により、「段階的」(B)に

法律の効果が発揮されてきたとのことである。

図表4：体罰を禁止する法律成立時の状況に関する理論記述

	理論記述
A	<ul style="list-style-type: none"> ・法規定上容認される体罰は、国際的な養育観の変化や、児童虐待事件が与える子育てに対する認識への影響、報道による虐待認識の修正、政府の対応への批判により体罰に対する認識を法的に規定することの要因になった。 ・法律制定による影響により、法遵守の重要性や法に基づいた対応が行われる。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・非暴力養育という子どもの権利を守るために法規定に基づく体罰容認論に対して長期にわたる体罰に関する議論が行われた。 ・法規定による効果は、法規定の段階的な浸透つまり段階的な子どもの権利擁護の認識の浸透という形で進む。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツでは時代状況による体罰の容認、社会による体罰の容認、家庭および学校における体罰容認が以前あった。 ・暴力への社会的認識の変化への期待から、子どもの権利擁護の立場からの法規定がされた。 ・子どもの体罰を禁止する法律は、多様な立場の人により作られた法律であり、啓発的な意味のある法規定で広範囲で差別化されたプログラムのため、隠れていた被害者の存在が確認され、法規定による被害者の発見がされたり、法の存在による行動制限がかかるという効果が見られた。
D	この件については理論記述が作成されなかった。

2. 現在の体罰に関する認識

法制定後、20年近く経過する中での変化や現在の状況としては、図表5に記されている通りである。体罰禁止の認識が十分に浸透している状況ではないとの認識を示している。「社会的に許容されている範囲の暴力」(D)等の表現が4名すべてに見られ、現状においても一定の体罰が社会的に許容されている状況が分かる。背景には、「体罰の悪影響に関する無理解」(C)など、法制定の意味が十分に周知されていないことがうかがえる。

図表5：現在の体罰に関する認識に関する理論記述

	理論記述
A	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の子どもへの養育に関する認識における適切な養育の認識には、親自身の被養育体験の影響から許される暴力があることにより規定される。 ・歴史的背景による東西の地域差の存在や、時代背景による影響からくる地域による認識の違いが、東の地域に対する偏見につながるため、社会階層による認識の違いへの配慮が必要である。 ・体罰に対する社会的な認識は、歴史的経過の中で起きている認識の変化の中にあり、過渡的な状況である。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・被養育体験の影響や養育スタイルの変更の困難さから現在も軽度の暴力の容認する親が存在する。

C	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も日常的な行為としての不適切な養育態度や体罰の悪影響に関する無理解、軽い暴力であれば影響がないという考え、体罰の容認は多く見られる。 ・体罰容認の背景には親の被養育体験の影響や被養育体験からくる体罰の肯定または体罰体験の忘却、子育てにおける親のコントロールニーズ、子どもに対する敬意の欠如とともに法の運用における懲戒行動の内容の不明確さがある。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツでは法律の改正による改善が行われたものの、現在でも問題とされない程度の暴力といった軽度の体罰が容認されている現状がある。 ・社会的に許容されている範囲の暴力であれば、懲戒権の尊重がされる。 ・養育の多様性における不適切な行為の範囲が広がる中、非暴力における範囲規定、つまり養育における適切な養育内容の規定が必要である。

3. 加害親に対する認識

体罰や虐待の加害親に対する認識や支援方法については、図表6の通りである。「虐待加害に対する罪悪感の欠如」(A) および「虐待行為に対する罪悪感の欠如」(C) に見られる事柄については、体罰が容認されていることがある程度影響しているという。また「適切な養育ができない親の存在」(D) が虐待行動につながっているため、支援においては、「在宅における直接的な家庭支援」(B) がとられている。これは支援者が家庭に入り、育児のモデルを示したり、家事支援を行うというものである。

図表6：加害親に対する認識に関する理論記述

	理論記述
A	<ul style="list-style-type: none"> ・親権と子どもの最善の利益の対立や、虐待加害に対する罪悪感の欠如、親としての責任を果たすことの期待に応えられない親などの責任能力の有無の状況、被害児童の葛藤といった家族問題解決の不確実性の存在が、支援者の葛藤を生じさせる。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護としての親子関係の尊重する立場から、適切な親子関係の構築により行われる適切な養育を目指し、家族システムの把握、加害親のそうせざるを得ない状況への理解、親とのパートナーシップの形成、加害親との協働、家族のエンパワメントが必要で、そうした専門性を持つ支援者養成の重要性が認められる。 ・在宅における直接的な家庭支援つまり社会教育的家庭支援の実施を行い親モデルの提示や子どもの発達を知ることによって得られる適切な養育の提示、養育行為のふり返りによる自己洞察の促しを行い、ホームヘルプサービスの効果を得ている。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・親の虐待行動の背景には親の養育能力の脆弱性、虐待行為に対する罪悪感の欠如がある。 ・加害親に対して、ペアレンティング技術の伝達、適切なしつけの方法、適切な養育体験の学び、子どもを傷つけないしつけの方法を伝える必要がある。 ・ふり返りの恐怖から加害親の内省の難しさがあり、支援を受ける心構えができず、自己防衛としての親の嘘、自身の経験に基づく共感性の低さが親に見られる。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待事例の支援における限界として、子どもの権利に理解を示さない親や適切な養育ができない親の存在、移民の子育て家庭などが他文化の尊重とルール遵守の難しさがある。

4. 課題

現状、ドイツにおける体罰および虐待に関する課題としては、図表7のように示されている。質問項目には直接なかったものの、体罰禁止を規定する法律の成立経過や施行後の状況、懲戒行動の具体的な説明、支援方法の説明等の中で、直接的な回答を説明する際に出てきた発言がもとになっている。「国による支配に対する抵抗」(A)については、ナチス政権時代の反動と捉えられている。また多くの移民を受け入れていることから「民族ごとの養育態度の差異のなかに暴力の背景となる文化的要素がある。」(C)との認識があり、新たに国内で暮らし始めた人たちに対する体罰容認の認識について苦慮している様子がかがえた。法制定により「規範としての親役割」(D)ができたことで支援者としては対象の把握がしやすくなる反面、それを認識していない親に対しての支援方法が十分に確立されていない状況も課題となっている。

図表7：課題に関する理論記述

	理論記述
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国による支配に対する抵抗から国による介入の是非が問われている。</u> ・ <u>支援において差別意識からくる民族の違いによる支援内容の差が問題視されている。</u> ・ <u>被虐待児への養育では、里親養育の限界や里親養育における実親の存在が与える困難性があるため、里親養育支援体制の構築の必要性や里親養成プログラムの重要性である。</u> ・ <u>支援者の適切な認識が醸成されていない支援者自身の認識の甘さに対して支援者の認識の変更の必要性、支援者養成の重要性がある。</u>
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加害親とのパートナーシップ構築の困難性から代替的養育システムの適切な利用を用いた親子分離という最終的な支援方法として代替的養護の最後の受け皿としての施設を用いる。</u>
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民族ごとの養育態度の差異のなかに暴力の背景となる文化的要素がある。</u>
D	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加害親に規範としての親役割を示すために、専門家の観点からの説明やホームヘルプサービスによる親モデルの提示等の支援を行っているが、加害親の治療の難しさがある。</u>

V. 考察

1. 体罰禁止の法定化と社会的認識の変化

家庭や学校においても体罰が容認されるという状況に対して、国連の児童の権利に関する条約の批准が起因となり体罰禁止の法定化は行われている。理論記述では、2000年の体罰禁止の法定化はドイツ国民の養育に対する認識に少なからず影響を与えていたことが示されている。具体的な発言として、“Viele denken auch, das wäre ihre Recht.” (多くの人はそれを権利だと考えていた) (C-18) とあるように、子どもに対する体罰は社会的に認められたものであった。子どもの権利擁護の下に法定化したことは、それがもはや親の権利ではなく、処罰の対象となる行為となり、体罰つまり懲戒行動の抑制につながる事となった。

ただし、現状においても軽度の暴力や子どものコントロールは行われている。理論記述でも軽度の暴力は社会的に容認されていることが示されている。スウェーデンにおいて体罰禁止の

法定化後に徐々に体罰容認の立場をとる人が少なくなってきたとの報告を踏まえると、ドイツも同じ経過をたどっていると考えられる。つまり「過渡的な状況」(A)である。加害親に対する調査協力者の認識においては、「被養育体験からくる体罰の肯定」(C)が示されているが、親から受けた養育体験に対する認識の修正はたとえ法規制があったとしても完全に覆えることは困難であり、警察や家庭裁判所が問題としない程度の体罰が行われるのだと考えられる。

2. 児童虐待への取り組みにおける子どもの権利擁護の困難さ

児童虐待への介入の困難性の背景には、家族の保全を目指した支援という点があると考えられる。子どもの権利擁護の観点からはとても重要であり、その取り組みが有効に機能すれば親子分離を避けることができる。これらは被虐待児への支援や家庭支援において一貫して子どもの権利擁護を第一に尊重している現れであると考えられる。ただし、加害親の暴力を肯定する認識の背景には、それが子ども時代に暴力を受けた体験があることから、親の変化に対して調査協力者は懐疑的であり、必ずしもそれらの支援がすべて効果を得ることは困難であると認識していた。具体的な発言として、下記のものがある。“Das hat natürlich noch lange gedauert, vor allen Dingen, weil auch die Generationen jetzt noch, natürlich in ihrer eigenen Kindheit viel geschlagen worden sind. Und demnach mussten da ganz großes Umdenken stattfinden.”(もちろん、それは何よりも長い時間がかかりました。何故なら、彼ら自身が子ども時代に叩かれたからです。そのため、考え方に大きな変化が必要でした)(B-41)。こうした内容の発言はAやBにも見られる。法定化されても、人の基本となる被養育体験の記憶やそれに対する囚われはすぐに解消するものではないと認識されていることがわかる。Pfeiffer (2018)¹⁸⁾の調査においても虐待被害にあった親が暴力に対して肯定的な意見を持つ傾向があることが報告されている。つまり子ども時代に非暴力養育を体験し、体罰を容認しないことが児童虐待の防止につながると認識されていると考えられる。

VI. 研究の限界

本研究は小規模な調査であり、これがドイツの専門職のすべての認識を示しているものではない。特にドイツは地域ごとの文化の違いが大きく、さらに東西に分けられていた歴史があることから、今回の調査協力者の所在地がその見解に影響していることも考えられる。ただし、今回明らかになった事柄はドイツの状況の一面を表していると考えられる。今後、こうした研究が行われ、さまざまな側面が明らかになっていくことが望まれる。

最後に、本研究において調査に協力いただいたドイツの4名と、通訳およびドイツ語理解において貴重な助言をいただいた羽諸綜太郎さん、大塚絵里子さんには感謝を述べたい。

注

- 1) 文部科学省 (2013) 体罰の禁止及び児童生徒の理解に基づく指導の徹底について (通知)、24 文科初第 1269 号、平成 25 年 3 月 13 日。
- 2) 小澤文雄 (2013) 我が国の体罰禁止法制と体罰概念の解釈:「法務庁法務調査意見」と「文部科学省初等中等教育局長通知」を中心として。東海学園大学研究紀要:人文科学研究編 (18), 81-102.
- 3) 鈴木麻里子 (2014)「体罰」に関する行政処分について:桜宮高校体罰問題を境に変容する「体罰」概念。流通経済大学スポーツ健康科学部紀要 7, 15-36.
- 4) Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children の調査による <https://endcorporalpunishment.org/> (2019 年 11 月 9 日閲覧)
- 5) Janson, S., Jernbro, C., Långberg, B. (2011) Kroppslig bestraffning och annan kränkning av barn i Sverige – en nationell kartläggning 2011. Stiftelsen Allmänna Barnhuset.
- 6) 和田美智代 (2004) ドイツにおける「親権」の最近の動向:懲戒権と児童虐待の視点から。法政論叢 40 (2), 182-191.
- 7) 岩志和一郎 (2007) ドイツの親権法。民商法雑誌 136 (4・5), 497-530.
- 8) 荒川麻里 (2002) ドイツにおける親の体罰禁止の法制化:『親権条項改正法』(1979 年)から『教育における暴力追放に関する法律』(2000 年)まで。教育制度研究紀要 3, 11-26.
- 9) Hundt, M. (2014) Kinderwohlgefährdung erkennen und vermeiden: Rechtliche Grundlagen für die Praxis. Link, Carl Verlag.
- 10) Markowski, A. (2010) Gewalt in der Familie. Auswirkungen auf die Kinder und Formen der sozialpädagogischen Prävention und Intervention, Grin Publishing.
- 11) Pfeiffer, C., Baier, D., Kliem, D. (2018) Zur Entwicklung der Gewalt in Deutschland Schwerpunkte: Jugendliche und Flüchtlinge als Täter und Opfer. Zürcher Hochschule für Angewandte Wissenschaften.
- 12) 大谷尚 (2007) ステップコーディングによる質的データ分析手法 SCAT の提案 着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き。名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 54 (2), 27-44.
- 13) 大谷尚 (2011) SCAT: Steps for Coding and Theorization 明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法。感性工学 10 (3), 155-160.
- 14) 大谷尚 (2019) 質的研究の考え方 研究方法論から SCAT による分析まで。名古屋大学出版会。
- 15) 前掲 14)
- 16) 前掲 13), p.155
- 17) 前掲 14), p.358
- 18) 前掲 11)